

## 第21回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：令和元年6月26日（水）午後2時から

（開始）

○事務局（山村室長）

ただいまから、第21回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、委員就任後、最初の会議でございますので、議長である委員長が選任されるまでの間、事務局の方で会議の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、失礼して着席して進めさせていただきます。

この委員会は、既に御承知のとおり、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な検査を行っていただくこと等を目的として、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき設置したものでございます。このため、当委員会の会議は、原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、お手元の配布しております委員会資料のうち、参考資料として添付しております第20回委員会の了解事項、及び議事録につきましては、既に藤原前委員長に御了解いただいたうえで、共生社会推進室のホームページで公表させていただいております。この点も御了承をお願いいたします。

なお、本市では、5月1日から夏のエコオフィス運動を実施しておりまして、適正な冷房温度を設定いたしますとともに、ノー上着などの軽装の方を履行してるところでございます。本日御出席、また御来場いただいた皆様方におかれましても、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、先ほども申し上げましたとおり、委員の就任後、最初の委員会であり、また新たに御就任いただきました委員の方もおられますので、最初に委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

木田稔委員でございます。

○木田委員

木田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

玉置すみゑ委員でございます。

○玉置委員

玉置です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

松尾美幸委員でございます。

○松尾委員

松尾美幸と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（山村室長）

宮川孝広委員でございます。

○宮川委員

宮川孝広と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（山村室長）

次に、委員会に出席しております本市の職員を御紹介いたします。文化市民局長の別府正広でございます。

○別府局長

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（山村室長）

共生社会推進室の奨学金の担当課長，伊藤洋康でございます。

○伊藤課長

伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（山村室長）

同じく担当課長の森広士でございます。

○森課長

森です。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（山村室長）

私，文化市民局共生社推進室長の山村敏雄でございます。よろしくお願ひいたします。

ほかに事務局として職員が出席しておりますので，よろしくお願ひいたします。

ここで委員会の開催に当たりまして，別府文化市民局長から，一言御挨拶を申し上げます。

## ○別府局長

失礼いたします。皆様方には大変お忙しい中、委員の就任を快くお引き受けいただきまして、ありがとうございます。また、それぞれのお立場で市民生活を支えていただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

この4月に、市役所で組織改革が一部ございまして、人権文化推進課と男女共同参画推進課を合わせて共生社会推進室というものを設置しております。心を新たにして、取組を前に進めていきたいと思っております。

さて、この監理委員会ですけれども、平成21年3月に設置をいたしまして、ちょうど10年を迎えます。また委員の皆様には、新たな任期のスタートにも当たっておりますので、大変恐縮ですが、委員会の沿革について、少しお時間いただければと思っております。

京都市では、かつて同和対策事業の一環として実施をしておりました奨学金制度において、国の制度が貸与制に移行した後も、奨学金を借り受けられた方に、その返還額と同額の自立促進援助金を支給するということが、実質的に給付制を維持しておりました。

しかしながら、社会情勢の変化などもあり、この返還額と同額の援助金を一律に支給することについて、違法との住民訴訟の判決が平成19年に確定をしたことにより、抜本的な改革・見直しが必要となったものでございます。

この制度の見直しに当たっては、学識の先生方を中心とする「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を設置いたしまして、御議論いただき、その結果、自立促進援助金制度は廃止し、奨学金の返還と免除という制度に改めるよう御提言いただいたものでございます。

併せて、当初の説明を翻して、制度を見直すことにより、関係者に少なからず混乱と痛みをもたらすということから、十分な説明と、実態に即した誠意ある対応を行うよう、強く求められたところでございます。

こうした事実を踏まえまして、奨学金返還事務の透明かつ適正な実施を確保するということを目的として、この監理委員会を設置させていただいたところでございます。

この間、約1,400人の借受けをされた方々に対して、制度見直しの説明等を行い、返還手続に応じていただけるよう、丁寧な説明と誠意ある対応に努めてまいりました。この委員会においては、奨学金の返還手続と人権配慮の両立という大変難しい課題に対して、適切な御意見をこの間も頂戴してまいりました。

現在では、全ての借り受けられた方々に手続に応じていただき、滞納されている方も大きく減少しております。これも、この委員会での御意見を踏まえて、これまで取り組んできた結果が表れてきているものと考えております。

また、今年、平成26年度から5年間の返済免除期間が明ける約900名の借受けをされた方々に対して、再判定を行う年に当たります。引き続き、丁寧で誠意のある対応を行ってまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、返還事務の透明性、客観性、公平性の確保に向けまして、変わらず忌たんの御意見や御提言をお願い申し上げます。どうぞよろしく御願申し上げます。

○事務局（山村室長）

ここで、別府局長は他の公務の都合がございますので、退席させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○別府局長

どうぞよろしくをお願いいたします。

（別府局長，退席）

○事務局（山村室長）

それでは、会議を進行させていただきます。

議事に入ります前に、会議の成立について確認をいたします。

本日の委員会につきましては4人、全ての委員が御出席されており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項に規定する定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しております。

それでは、最初の議題、委員長の選出について御審議をお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして、1ページの資料1を御覧願います。

委員長につきましては、条例施行規則第4条第2項の規定に基づきまして、委員の互選により選出することと定められております。

ここで、委員の皆様方から推薦等をお願いしたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

○玉置委員

よろしいでしょうか、玉置です。どなた様もお手をお挙げになりませんので、私の方からこの方をというふうに推したいと思うんですけれども、これまで2箇年、委員をお務めいただきました宮川委員の方に、この委員長をお引き受けいただければと思いますが、お願いできますでしょうか。

○事務局（山村室長）

ただいまの玉置委員の方から、宮川委員の推薦がございましたが、皆様いかがでございますでしょうか。

（「よろしくをお願いいたします」という賛同の声あり）

○事務局（山村室長）

皆様の御同意を頂きまして、大変ありがとうございます。皆様の賛同を頂いたということで、宮川委員に委員長をお願いしたいと思います。

それでは、宮川委員長には委員長席への御移動をお願いいたします。

(宮川委員，委員長席へ移動)

○事務局（山村室長）

それでは，規則第5条第2項の規定によりまして，会議の議長は委員長が務めることとなっておりますので，以後の会議の進行につきましては，宮川委員長にお願い申し上げます。

委員長，どうぞよろしくお願いいたします。

○宮川委員長

改めまして，宮川です。よろしくお願いいたします。座ったままで進行させていただきますけど，一言御挨拶申し上げます。

今，御推薦いただきましたように，2年間，この委員として関与させていただいて，どういった方向で，どんな議論をしているのかということや，とても複雑な制度の中身についても，いつも事務局の方に非常に丁寧なレクチャーを受けてまいりました。

ようやく理解ができてきたかなというように思ったところで，大役を仰せつかったということですので，気持ちを引き締めてやっていきたいと思っております。

先程局長さんもおっしゃったとおり，この案件というのは，自治体にとっての債権の管理回収というような，非常にある意味，クールな面と，これまでの経緯，あるいは特に人権に対する配慮ということの必要性という非常に難しいところの二つを，調和をして，実質的な妥当性を確保していくということが肝要だというふうに，2年間させていただいて感じております。

そういう観点から，それぞれの委員の先生のお立場から，忌たんのない意見を頂戴して，活発な議論をして意見を申し上げる等，少しでもお役に立てればというふうに思っております。

偶然，こういう新しい，新庁舎でやらせていただく最初の機会ということでもありますので，また新たな気持ちで職責を果たせるように，せいぜい努めたいと思っておりますので，至らない点もあるかと思いますが，何とぞよろしくお願いいたします。

それでは，早速ですけれども，次の議題であります委員長の職務代理者の指名に移らせていただきます。

委員長とその代理者につきましては，規則第4条4項の規定により，委員長があらかじめ指名するというように定められております。私の方で，大変恐縮ですが，木田委員にお願いしたいと思いますが，いかがでしょうか。

○木田委員

了解いたしました。

○宮川委員長

ありがとうございます。それでは，木田委員，よろしくお願いいたします。

次に本体であります報告事項の方に移らせていただきます。

奨学金等返還事務の取組状況についてということになります。

事務局の方から報告いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

#### ○事務局（伊藤課長）

失礼いたします。事務局を務めております共生社会推進室事業調整担当課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたしまして、着席にて御説明を申し上げたく存じます。

それでは、資料の3ページ、資料2と右肩に記載のあるページをお開きください。奨学金等返還事務の取組状況を平成31年3月末日現在でまとめたものでございます。

既に御案内のとおり、奨学金返還事務におきましては、10月から翌年の9月までの1年間を返還年度といたしまして、これを単位に事務を行なっておるところでございます。

今回御報告をいたしますのは、平成30返還年度分、つまり平成30年10月1日から本年9月30日までの1年間、このちょうど半期が経過した3月末日時点での取組状況を報告させていただくということでございます。

それでは、まず「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」についてでございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」を御覧ください。

この表の見方といたしましては、左から2番目の「①借受者」の欄の人数、1,404人につきまして、その返還手続の状況を人数ベースでまとめたものでございます。

右に向かって「②返還猶予」、「③返還免除」、及び「④返還請求」、そして「④返還請求」の状況を「返還済」と「未返還」に分類をし、「未返還」を更に「滞納」と「滞納なし」の別にまとめたものとなっております。

借受者1,404人の具体的な状況でございますが、まず「②返還猶予」は0人でありまして、平成30返還年度分について猶予の決定を受けられた方はいらっしゃいませんでした。

次に、「③返還免除」でございますが、1,204人となっております。具体的に申しますと、平成30年度に免除の決定を受けられた方、それから平成29年度以前に、平成30年度の返還分を含めて免除決定を受けておられる方の合計でございます。この中には、奨学金の全額の返還免除を受けられた方も含まれております。

次に「④返還請求」は200人となっております。返還猶予、又は返還免除のどちらにも当たらない方でございます。この返還請求の内訳でございますが、まず「返還済」の方が88人でございます。

ここで、表の下の注1を御覧ください。「返還済」とは、奨学金の全額を返還された方、また、平成30返還年度分までを完納されている方となっております。

次に、「未返還」の欄でございます。こちらは、平成30返還年度分につきまして、まだ返還が完了しておられない方でありまして、このうち、滞納に当たる方が一人となっております。

表の下の注2を御覧ください。この表に記載の滞納のある方につきましては、平成29返還年度分から新たに滞納となられた方でありまして、ほかに、現在は免除の適用を受けているため、人

数としては上の表、返還免除の1,204人の方に含まれておりますけれども、過去の滞納分がまだ残っておりますために、これを返還中であるという方が二人いらっしゃいますので、実際の滞納されている方の数は、これらを合わせた3人ということになっております。

次に、注3を御覧ください。表に記載の滞納者お一人の取組状況でございますが、分納誓約を頂きまして、現在、分割で御返還いただいている状況となっております。

上の表にお戻りいただきまして、一番右の欄、「未返還」のうち、「滞納なし」の111人の方でございますが、平成30返還年度分につきまして、返還手続が完了しておられない方でございます。

冒頭に申し上げましたように、平成30返還年度のちょうど半期が終わった時点でございますので、履行期間がまだ半年ございます。納付方法が、毎月払いや半年払いで、平成30返還年度分の全ての支払が終わっていらっしゃらない方も含めて、このカテゴリーに入っております。

返還年度の残り半分、履行期限でもある本年9月末までの間にお支払が終わりましたら、「返還済」へ移っていくことになり、また、仮にあと半年の間に、返還免除の決定を受けることがあれば、「返還免除」の方に移っていくこととなります。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」につきましては、以上でございます。

次に、「(2) 督促・催告の実施状況」について御説明申し上げます。

ここで、督促と催告につきまして、改めてではございますが、若干の御説明を申し上げたいと存じます。恐れ入りますが、資料の9ページを御覧いただけますでしょうか。

「(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール」と題してまとめてございます。この資料の上の方に(1)から(4)として、督促などの措置の説明をいたしております。

まず、「(1) 督促」でございますが、新規滞納者の方に対しまして、9月末の履行期限を経過した3箇月後の12月に実施をしておるものでございます。今年度であれば、9月末に返還年度の履行期限が経過した後、滞納がありましたら、今年の12月に実施をするということになります。また、今回御報告いたしますものは昨年度、平成29返還年度終了時点の滞納分につきまして、昨年12月に実施したものの状況ということでございます。

「(2) 催告」とは、督促を出した後1年間を掛けて4回、3箇月ごとに実施しておるものでございます。なお、催告は、2回目以降になりますと、保証人の方に対しても併せて実施をしております。

「(3) 特別催告」でございますが、催告を4回目まで出しても、なお返還手続に応じていただけない方に対しまして、年2回、6月と12月に行っておるものでございます。こちらも、保証人を含めて実施をいたしております。

そして、履行期限の到来後に滞納金額が50万円を超えるなど、「(4) 法的措置」の対象となる方がいらっしゃる場合は、資料の下にある図の右側に記載がございます法的措置の流れに移ってまいります。この場合、訴訟提起の前年の4月と9月に特別催告を行い、そして12月の監理委員会で御意見をお聞きしたうえで、訴訟提起に向けた手続を経ることとなっております。

なお、後ほど触れますが、図の上の米印(※)、ゴシック体で記載しておりますとおり、昨年度に続きまして、今年度も、法的措置の対象となる見込みの方はいらっしゃらないため、訴訟提起に向

けた御意見をお伺いする予定はございません。

それでは、資料の3ページにお戻りください。中ほどの(2)でございます。

平成29返還年度が終了した昨年9月末日の時点で、滞納のある方は16人ございました。全て新規の滞納者でございまして、これらの方々への督促の実施状況につきまして記載をさせていただきます。

まず、「ア 新規滞納分」でございます。この新規滞納分は、昨年9月末日の履行期限を経過して、新たに滞納となりました平成29返還年度分の滞納者の方、16人いらっしゃいましたが、10月以降、その方々と連絡を取り、手続をお願いしましたところ、督促の発行日である12月1日までに返還手続を行っていただけた方が14人いらっしゃいました。その内訳はカッコ内でございますが、滞納金を完納いただけた方が13人、分納誓約を頂いた方が一人でございます。この分納誓約の一人というのが、上の(1)の表の滞納にあたる一人でございます。そして、16人からこの14人を除いた二人が督促の対象となってございまして、その状況を下の督促・催告の実施状況と、督促・催告後の返還手続の内訳の二つの表に示しております。

まず、上の表でございますが、12月1日付けで、滞納者二人の方に督促を行っております。その右端の督促後の返還手続の欄のとおり、二人とも返還手続に応じていただきました。下の表を御覧いただきますと、返還手続に応じられた二人とも、滞納金を完納ということで納めていただいております。

次に、「イ 継続滞納分」につきましては、平成28年以前の返還分からの滞納者の方は、全て返還手続に応じていただいておりますので、催告の対象者はいらっしゃらず、実施をしていないところでございます。

次に、資料をおめくりいただきまして4ページにお移りください。「(3) 今後の裁判手続対象者の見込み」についてでございます。

滞納額が50万円以上であること、あるいは1年以内に消滅時効を迎える債権を滞納していることが裁判手続の対象となる要件でございますが、先ほども少し触れましたとおり、本年3月末日時点では、当面、この対象者となる方は生じない見込みとなってございまして、表の記載も全て0人となっておりますのでございます。

続きまして、「(4) 平成30返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」についてでございます。こちらは、件数ベースでまとめております。

まず、表の下の注を御覧ください。ここでは、平成30返還年度の分につきまして、返還の猶予、免除、又は返還請求のいずれかを行うものの件数と金額を示したものでございます。

冒頭に御説明いたしました人数ベースの表との違いは、既に全額を返還済みの方でありますとか、死亡などの事由で全部免除となった方につきましては、先的人数ベースの表には反映をされておりますが、平成30返還年度では取組が必要ないということでございますので、この表には入らないという点が異なるところでございます。

この平成30返還年度について表を御覧いただきますと、左から2番目の「対応件数」、つまり猶予、免除、請求のいずれかを行う必要がある総件数は1,674件、金額にして1億2,355

万円でございます。高校と大学の二つの奨学金を利用されている方につきましては、2件とカウントしておりますので、件数と人数とは一致しないものでございます。

「返還猶予」につきましては、平成30返還年度分で該当はございませんでした。

次に、「返還免除」でございます。平成30返還年度について免除決定をした件数でございますが1,481件、金額にして1億1,090万2千円でございます。これには、今年度返還免除を決定した方だけでなく、過去に免除の決定を行い、平成30返還年度も5年間の免除期間の中に入っているという方の件数、金額も含まれております。全体に対する構成比は、件数で88.5パーセント、金額で89.8パーセントとなっております。

次に、「返還請求」でございますが、193件、金額にして1,264万8千円でございます。先ほどの人数ベースの表よりも少なくなり、今、200人とございましたけども、少なくなっておりますのは、人数ベースの表には全て納められた完納の方が含まれておりますので、それが、この表の中には含まれないということから、人数よりも件数が少ないという形になっております。件数で11.5パーセント、金額で10.2パーセントの構成比となっております。内訳は、「収入」が51件で625万6千円、「未収入」が142件で639万2千円となっております。

先ほど説明いたしましたことと同じように、返還年度の終わりまで、まだ半年間ございますので、未収入に記載の分は、今後、収入又は免除の方にシフトをしていくということとなります。

次に、表の下に免除の事由別の内訳を掲載してございます。

返還免除につきましては、1,481件全てが、所得が基準以下のためという事由でございました。

次にその下、履行期限の延長の状況についてでございます。履行期限の延長とは、所得は、免除基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当せず、返還免除には該当をいたしません。経済的な御負担に配慮をいたしまして、総返還金額は変更せずに、返還の期間を延長することによって、1年当たりの返還金額を最大半額にする措置を採っているものでございます。

この履行期限延長の件数は、返還請求193件の実数で、所得が基準以下のために当たる方が48件、37人の方が、これに該当するというところでございます。

続きまして、資料の5ページにお進みください。

「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」の、平成30年度決定分、いわゆる一律免除の状況についてでございます。

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権につきましては、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例第3条第1項の規定によりまして、一律に免除の取扱いをいたしておりますが、事務的な決定は、平成19返還年度分以降、履行期限が到来した債権ごとに毎年度行っております。

また、この間お亡くなりになられた借受者の方につきましては、判明した時点で返還の残額の全額を一括して免除しておるところでございます。

まず、「(1) 免除の対象額の総額」でございますが、18億3,403万5,630円となっております。このうち「(2) 平成30年度免除決定額」は、7,893万8,725円となっております。

アの表とイの表はそれぞれ、条例に基づく期限到来による一律免除と、借受者の方がお亡くなりになられた場合の残額の一括免除の状況でございますが、今回の免除は、全て期限到来による一律免除でございます。死亡による免除はございませんでした。「(3) これまでの免除額の累計」は、16億8,073万1,530円でございます。免除総額の約91パーセントとなっております。

続きまして、資料をおめくりいただきまして、6ページを御覧ください。

「(参考1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況(平成31年3月末日現在)」の表でございます。「1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」は、先ほど4ページで御覧いただきました「(4) 平成30返還年度分に係る免除、猶予、返還請求の状況」において御報告をいたしました内容の、過去の平成19年度から29年度までのストックの情報を、6ページから7ページにかけて一覧としてまとめたものでございます。

表自体は、過去のストック情報ではございますが、一番右の欄、未収入の欄の24年度から26年度まで数字が入っているのが御覧いただけるかと思いますが、こちらの方が分納の誓約を頂きながら、今、納入いただいております部分でございます。この部分は、納入がありましたときに数字が動くというものでございます。

続きまして、資料の7ページから8ページにかけて、これまで返還猶予を行ってまいりました事由別の件数の内訳、それから、返還免除の事由別の件数を、年度ごとに記載をしております。こちらも過去のストックの情報となっております。

おめくりいただき、8ページにお進みいただきまして、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。こちらも、先ほど御報告いたしました条例に基づく一律免除の状況につきまして、過去の19年度から29年度までの数字を一覧としてまとめたものでございます。

上の1の表、(1)の表が一律免除、(2)の表が死亡による免除の状況となっております。

最後に、資料11ページにお進みください。「(参考3) 平成26返還年度に免除決定を受けた借受者に係る奨学金等の返還手続の状況について」、御報告をいたします。

まず、資料の柱書の下、(注)というところを御覧ください。奨学金等の返還手続は、返還債務の取扱いを定めた条例を平成20年12月に制定をした後、平成21年度から開始をいたしました。その開始をした最初の年度、平成21年度に、1,404人の借受者の方の大多数、約1,000人の方が手続を行われまして、そこで5年間の返還免除の決定を受けています。そして、免除期間の5年間が経過したその後の平成26返還年度に、これらの借受者の方が再度手続を行いまして、その大半が、また返還免除の決定を受けてらっしゃいます。

冒頭お戻りいただきまして、この平成26返還年度に返還免除となった借受者の方につきましては、平成30返還年度をもって免除期間の5年が経過をすることから、この10月から始まる令和元年度返還年度以降の返還分につきまして、多数の借受者の方に、改めて返還手続を行っていただく必要というのが生じてございます。

そこで、このたび、改めて手続が必要となる借受者の方を対象といたしまして、返還免除申請な

ど、返還手続の内容を記載いたしました返還免除制度の御案内の文書を配布いたしまして、返還手続の相談などの業務を開始いたしましたので、その状況を御報告いたします。

まず「1 手続の対象者」でございますが、件数にして1,075件、人数にして905人の対象者がいらっしゃいます。

次に「2 実施体制」でございますが、借受者の方々との面談などを担当する事業推進担当は、借受者の方々への説明や申請の受付などの事務が集中いたします本年9月末までの間、6人体制を確保いたしまして、ペアを組んできめ細かく対応することとしております。なお、10月以降につきましても、5人の体制を確保いたしまして、引き続き対応する予定としてございます。

「3 免除案内の発送状況」につきましては、対象者が多数いらっしゃいますことから、6月6日と13日の2週に分けて、連絡対象者宛てに親展で郵送いたしました。また、これまでの経過などから、面談等を必要とされる方々につきましては、直接手渡しをしておるところでございます。

「4 借受者への対応」についてでございますが、現在、借受者の方や連絡対象者の方々からお問合せも頂戴しておりまして、これに対しましては、夜間を含め、できる限り御希望に応じて面談等を実施して、丁寧に説明をいたしておるところでございます。

また、特にお問合せがない方々に対しましても、今後、事業推進担当の方から連絡を差し上げるなどして、引き続き、返還免除の制度に関して丁寧に御説明を申し上げ、きちんと制度を御利用いただけるように御案内をし、相談の応対に努めてまいりたいと考えておるところでございます。やや長くなって恐縮でございます。資料2の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○宮川委員長

ありがとうございました。

それでは、ただ今頂きました報告につきまして、委員の方々から、何か御質問等はございますでしょうか。

○木田委員

よろしいでしょうか。

○宮川委員長

はい、どうぞ木田委員。

○木田委員

ありがとうございます。御説明いただきまして、全般的には、順調に手続の方を進めていただいているということで理解をしています。2点ばかり質問させていただきます。

1点目ですけれども、6ページのところで、過去の分、25年から26年にかけて、この未収入になっている方、分納でと御説明いただきました。半年に1回、資料を見せていただいております

けれども、この金額が前回と比較しても減っていないとか、減少していないようでございますけれども、どのような状況になっているのかというところを、1点教えていただきたいというところなんです。

もう1点は、最後の方に、今年度、26年度の免除判定を受けてから5年経過するというところで、1,000件以上に対して、色んな事務手続が必要になってくるというところがございます。

既に6人体制、あるいは10月以降は5人体制ということで事業を進めていただいておりますけれども、5年前と比べて、何か事業を進めていただくうえでの感触とか、そういうものの状況について、少し御説明いただけたらと思っております。以上、2点です。よろしく願いいたします。

#### ○事務局（森課長）

事業推進担当課長の森と申します。今、2点御質問がございましたので、順番に御説明をさせていただきます。

まず、2名の分納中の方の件でございますけれども、この方については、先ほど説明もありましたように、現在は免除中でございます。過去の滞納分について、現在、分納での返還を誓約いただいておりますという状況でございます。ただ、御指摘にありましたように、ここ何回か、数字が動いてないんじゃないかということで、おっしゃるとおりでございます。色々御事情を抱えていらっしゃる中で、我々の方も常時、御本人さんに連絡をしたりとか、家の方に訪問させていただいたりとか、色んな状況に応じて、納入のお願い、勧奨しているところですが、色々御事情を抱えていらっしゃる中で、徐々には解消してきておりますけれども、一気に解消していただけるという状況にはございません。ただ、5年間の免除の期間中に全額を返還するという誓約になっておりまして、そこまでは相手方も解消したいという思いも持っておりますので、粘り強く、こちらとしても取り組んでいるところでございます。

続きまして、5年前と比べてどのような変化があったのかということですが、まず今までの経過として、21年度が最初の取組だったわけですが、この時は、色々京都市が訴訟でやっているとということもあって、お詫びがまず主体であって、何とか手続をしていただきたいということが21年度の始まりであって、続いて5年後の26年度につきましては、ちょっと一歩進んで、制度を皆様に御理解いただいたうえで、その中から少しでもその手続をしていただくために支援が必要じゃないかなと思われる方を、こちらとして把握していくというのが2回目のステップでした。

次、今回の元年度の3回目の手続につきましては、一定、制度理解というのは進んだであろうというように理解をしておりますし、そういう意味では、いろんな方、事前に接触をさせていただいたりとか、免除案内を郵送することなく、こちらの方から御訪問して手交したうえで進めさせていただいたりとかという取組をしております。今のところ、思ったよりも順調に、皆さんからお問い合わせなり、返答が来ているような状態かというように思います。以上です。

○木田委員

ありがとうございます。

○宮川委員長

ありがとうございます。よろしいですか。ありがとうございました。ほかに御質問等ございますでしょうか。

○玉置委員

失礼します。今御質問いただいた分のちょっと追加になるかもしれません。この免除申請につきましてですけれども、丁寧になさってるということが、本当にこの資料からも見て取れますし、今のお話も含めまして、丁寧にさせていただいてるなどは思います。過去できなかったようなやり方も含めまして、思う以上に順調に事が運ばれてるということをお聞きしたんですが、やはり人数が900名からいっちゃうと、中には5年間という経過の中で、御連絡つかない方が、もしかしていっちゃうのではないかなという心配もあるんですけれども、郵便局からの返送の状況であるとか、あるいは、それがどのような内容であったか分からないというような、いろんな御質問であるとか、そちらの順調でない方の現状が、どのような形になってるかというのを少し教えていただきたいと思います。

○事務局（森課長）

いわゆる郵送して郵戻りといいますか、宛先に尋ね当たらないということで返ってきている件数なんですけれども、基本、非免除になって返還をさせていただいてる方については、その都度、毎年免除になる可能性はございますので、事務的に接触をしているわけなんですけれども、逆に免除になりますと、次が5年後ということになりますので、その間、兄弟さんがいっちゃって、接触する場合は事情を聞いたりもしていますが、そうでない場合というのは、5年間、間が空いてしまうということになりますので、その間に色々、仕事で転勤されるとか、転職されるとか、引っ越されるとか、あるいは親御さんだったら亡くなってしまわれるとかというような状況が生じるのは事実です。

ただ、その数が平成26年度と今回とを比べて極端に多いかという点、そういった状況は特に見受けられないというように感じます。

あとは、御質問にはなかったお話ですけれども、今回、対応させていただいていて、特徴的なところといいますと、一つは、御本人様から、親から封筒を渡されたけど、どうしたらいいのか、そういったお問い合わせであるとか、あとは、もう3回目になってますので、今回、免除申請が出されて返還免除が決定しますと、これで返還が終了するという方も中にはいらっしゃいますので、こういった方については、今回の免除が通ったら、今度は残りが、次の5年後には、例えば1年分、2年分になる方もいっちゃうので、そういった方からは、逆にもう奨学金のことをお子様、借受者の方に言っていないので、自分も年齢的な、これから健康不安とかもあるので、もう一括して残り

の分だけを返還したいと、こういった問い合わせが、今、100件余り対応した中ですが、何件か出てきているような状況です。以上です。

○宮川委員長

ありがとうございます。よろしいですか。

他にございますでしょうか。

ないようであれば、ちょっと私の方から一つ、二つ質問させてください。

資料の11ページのところで、先ほど御報告いただいた中で、免除案内の発送状況等で、親展での郵送等の説明があるくだりですけれども、「これまでの経過等から面談等を必要とする方に対しては直接手交した」というようになってます。

この絡みなんですけど、面談等を必要とする方という意味は、郵送は郵送でしたうえで、面談等を必要とする方というふうな方がおられたり、あるいは郵送はしないで欲しいという扱いがあって、その代わりに、最初から面談等のやり方で面接に移行していくという方がおられる、あるいは、両方から入るのかという辺りが一つ。

それと、もし送らないというような扱いを希望して、従前そのようにしていたというのであれば、5年もたつことで、事務局の方々のメンバーもお替わりになる面もあると思うので、そういう情報が、どういうふうきちんと管理して引き継がれて、ミスのないような処置が取られているのかというところをお聞きしたいと思います。

○事務局（森課長）

まず借受者の方が約1,400名いらっしゃるんですけども、それぞれお一人ずつ、借受者台帳というものがございまして、今、委員長がおっしゃったような情報については、そこに全部記載をさせていただいてまして、郵送、電話をする場合は、その台帳をまず読んで、どういう対応をしなければならないかということを確認したうえで、対応させていただいております。

それから、直接手渡しをするのか、送付をするのかということですけども、基本的にいくつかのパターンに分けてまして、前回免除させていただくときに、住民票であるとか、課税証明というのを添付書類として付けていただいているわけなんですけれども、その中で、次回、例えば収入が上がっていらっしゃると非免除になる可能性があるんじゃないかなとか、そういった方については、事前に接触をするであるとか、直接郵送していいよということになっていても、まず郵送せずに、お電話なりで状況を確認させていただいたうえで、必要があれば御説明に上がるとか、そういった対応をしております。

また直接、先に電話してから動いて欲しいとか、職場じゃなくてどこに送って欲しいとか、色々な御希望をされてる方も、少数ではありますけどいらっしゃいますので、そういった方々については、別途そのような対応をさせていただいております。

基本的には、相手方からこのようにして欲しいという希望は、全部その台帳にそれぞれ書かれておりますので、それを基に、確認をしたうえで対応させていただいているという状況です。

○宮川委員長

わかりました。ありがとうございます。  
他にございますか。それでは、玉置委員。

○玉置委員

もう一度、失礼します。

先ほど御説明いただいています、この免除手続の件なんですけれども、借受者様への対応ということで、非常に丁寧に個別の事情をしっかりと引き継ぎながらやっていただいているということは、よく分かりました。

それに加えましてですけど、本当に委員長も言われたように、クールな立場ということをおっしゃったんですが、ある意味、これは金銭の貸借ということもありまして、法令をしっかり遵守していかなければいけない面というのはあるかと思えますけれども、その反面、やはり、先ほどから何回も言ってらっしゃるように、借受者にはいろんな御事情もおありでしょうし、やはり年々、高齢化していきます。毎回、ここは心配してるところなんです。この御案内が行政文書、どちらかというやはり堅くて、分かりづらくて、本当に事務的な書き方で、その辺りのところも示されていたかと思うんですが、少しでも分かりやすくしていただくように、いつからいつまでが相談期間で、いつからいつまでがこの手続期間でというようなこともしっかり分かるように、それを見たら、一人一人に丁寧にはしていただいているんだけど、見たら分かるということが、御本人様の一番の助けになると思いますので、その辺りも御配慮いただけたらなと、希望を含めましてお伝えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（伊藤課長）

御指摘を賜りまして、ありがとうございます。借受者の方々にお送りする文書につきましては、やはり分かりやすさというものは大変重要かと考えてございます。ただ、私ども、作り手の側から見て、やはりまだ配慮が足りない部分というのもあろうかと存じます。

先生からの御意見なども含めまして、やはり見た目に分かりやすいと、字を読めば分かるんだけど、字ではなくて、見た目でイメージが付きやすいといったようなところですか、あるいは申請期限などの大事な情報が、太字で書いてある、大きく書いてあるといったような、そういった配慮も考えられることでございます。今後とも、前例踏襲ということに陥らずに、やはり見やすさ、分かりやすさというところに配慮しながら、文書作成を進めてまいりたいと考えております。御指摘、ありがとうございます。

○玉置委員

お願いします。

○宮川委員長

ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。  
松尾委員，どうぞ。

○松尾委員

松尾から質問させていただきます。

11ページに関係することです。借受者への対応が，非常に懇切丁寧に，人と時間をかけてやっ  
ていただいているということで，非常に感心しておりますけれども，9月までにその免除申請をし  
なければならないということもお伺いしておりますので，その900人の方が，免除相当の方が，  
免除申請漏れのないように，6人体制で頑張ってくださいということになるんですけれども，ペー  
ス的には今のところ順調に，面談なり免除申請の手続というのは進んでおりますのでしょうか。

○事務局（森課長）

今ちょうど御案内ありました6月6日と13日に，合わせて905人分の発送をいたしまして，  
今，約1箇月経過した状況でございますが，現時点で，免除申請が出てきてるものが100件少々  
ございます。その中で，書類に不備がなく，判定ができる状況になってるものの中で，免除になり  
そうなものが80件ちょっと，非免除になりそうなものが17件少しありまして，まだ審査の進ん  
でないものを含めると150～160件ぐらいは状況把握できてる状況です。先ほどもありまし  
たように，御住所がまだ掴めていないとか，所在をこれから探さなければいけないとか，郵送した  
けど返ってきて，今後調べていかなければならない方も若干いらっしゃいますので，9月時点で全  
て終了できるかという点と，来年の令和元年返還年度末，いわゆる来年の令和2年9月末が最終期限  
になりますので，そこまでに全て把握して終了させていくというような状況で，とりあえずの目標  
は，今年の9月末というような形で取り組んでおります。

○宮川委員長

ありがとうございます。最後にございますでしょうか。おおむね，よろしいでしょうか。

それでは，当該の報告事項については，活発な議論を頂きました。以上のとおりで，終えたいと  
思います。

また，せっかくの機会でありますので，今の当該の報告事項に限らず，全体を通じまして，何か  
お気付きの点等がございましたら，御発言よろしく願いいたします。委員の皆様，何かございま  
すでしょうか。

取り立ててありませんか。では，今，お話しいただいた程度でお聞きしておきます。ありがとう  
ございました。

それでは，報告事項等の審議を終えたいと思います。

最後に，事務局から，報告や連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○事務局（山村室長）

委員の皆様方、大変ありがとうございました。各委員の皆様方から貴重な御指摘、御意見を賜りました。今後の返還事務にいかしてまいりたいというように思っております。

繰返しでございますけど、やはり法制度の中の返還手続と人権の配慮というものの両立をしながら、誠意を持って進めていくということが基本でございますし、委員の皆様方からもそのような御指摘を受けたものと思っております。これからも、そのような心構えの中でしっかりと事務に取り組んでまいりたいと思っております。

今後とも、先生方の御意見等も含めて、色々とお世話になります。よろしく願いいたします。

それでは、事務のことでございますけど、本日の委員会の議事録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、委員長に御確認いただいたうえで、公表してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次回の委員会の日程でございますけれども、緊急の案件が特にございませでしたら、本年の12月頃に、もう一回、開催いたしまして、平成30返還年度分の取組の状況などの御報告をさせていただく予定でございます。日程等については、別途調整をさせていただきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

○宮川委員長

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第21回の委員会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

（終了）